

諮問庁：観光庁長官

諮問日：平成29年5月30日（平成29年（行情）諮問第203号）

答申日：平成29年9月26日（平成29年度（行情）答申第242号）

事件名：特定旅行業者を利用して海外旅行中の旅行者を支援するために外務省に要請した内容が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、観光庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年4月27日付け観総第30号による文書不存在を理由とした不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件処分が適切であるかを、再度、精査していただきたい。

（2）意見書

ア 経営破綻した特定旅行業者を利用して海外旅行をしている途中の旅行者を支援するように外務省に要請したと、観光庁が報道機関に発表しています。観光庁長官も記者会見で、次のように答えています。

（問）特定旅行業者関連で、手続きされた旅券を持っているお客様の数をどのように把握しているか、また連休も控えているが、今後観光庁として旅券を持ったお客様にどういうことを呼び掛けていくか。

（答）発券ベースで現在、4月19日以降の出発の旅券発行件数は340件程度と把握している。従来からやってきているところだが、発券されている分は運送契約が成立している。ということは、航空会社側に運送義務がある。再々航空会社に対しても周知、徹底をしているところであるので、その部分は使って頂ける状況でなければいけないし、そういう状況を維持するために今後も努力をする。

その中で旅行商品として、ホテルで追加料金を請求されることはあり得る。そういうことは、特定旅行業者からも顧客に対して情報を発信している。

また、これもやっていることだが、在外公館に対して、現地でトラブル等があった場合にはちゃんと支援するように、外務省を通じて要請をしている。

さらに、特定旅行業者からも顧客に対して何かあった場合には、在外公館に相談するように情報発信をしている。

イ 帰国困難の邦人が事件に巻き込まれる危険もあり、観光庁が外務省に支援を要請したことは当然と考えますが、支援を要請した日時や外務省の担当部署等の情報は何らかの記録として残されるべきです。他府省に要請した内容を担当者の記憶のみを頼りにして、何も記録が残されないようだと、担当者の交代の際に支障を来すこととなります。

ウ 上述の通り、観光庁の文書管理のあり方を問題視しています。それに加えて、本件開示請求から不開示決定までの手続と、審査請求を受けてからの手続も不当であると考えます。

まず、本件開示請求は、添付の履歴表示の通り電子申請により行いましたが、観光庁から300円の納付を求められ、300円を納付しました。200円を納付するべきものと考えます。

不開示決定の通知書は契印の位置がおかしく、観光庁に残されるべきものが審査請求人に送付されているようです。

行政不服審査法82条1項の規定による教示が誤っています。不服申立ての種類も不服申立てができる期間も誤っています。

さらに、国土交通大臣に審査請求を行ったところ、観光庁から電話があり、審査請求書を補正するように言われました。観光庁が教示した行政庁に対して審査請求を行いましたので審査請求人は補正しませんでした。

以上の通り、観光庁の手続は不当であると考えます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

(1) 本件開示請求は、法に基づき、観光庁長官に対し、別紙に示す文書（本件対象文書）の開示を求めてされたものである。

(2) 本件開示請求を受けて処分庁は、不存在を理由とする不開示決定（原処分）を行った。

(3) これに対し、本件審査請求は、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めて行われたものである。

2 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、審査請求書によると、以下のとおりである。本件

処分が適切であるかを，再度，精査していただきたい。

3 本件事業について

特定旅行業者は，旅行業法に基づき，観光庁長官登録旅行業第X号として登録された旅行業者であるが，特定年月日Aに特定地方裁判所が同社の破産手続を開始した。

同日の段階では，同社によると，旅行を申し込んで既に日本を出発して，本邦外を旅行中である者が相当数いるとのことであった。

このため，海外渡航している旅行者が在外公館に対し，救援要請が生じることが予想されたため，観光庁より外務省に対し，日本人旅行者が在外公館に支援要請があった場合には，日本からの送金方法を案内する等必要な支援を行うよう外務省に口頭で依頼したところ。

4 原処分に対する諮問庁の考え方

(1) 本件対象文書について

文書の特定に当たり，処分庁及び外務省の担当者に対し，諮問庁がヒアリングを行ったところ，本件要請は，双方の担当者とも，処分庁より外務省に対し，口頭で依頼したものであることであった。このため，そもそも文書が存在していないと特定したものの。

(2) 原処分の妥当性について

審査請求人は，審査請求書において，本件処分が適切であるかを再度精査していただきたいと述べているため，これに該当する文書を作成した事実があったか否かについて，改めて検証することとした。

外務省に要請した内容が分かる文書の存否について，処分庁に確認を行ったところ，当該文書は作成されておらず，また，外務省に確認したところ，受け取った文書は存在しなかった。あわせて処分庁及び外務省の担当者に対し，審査請求人が主張する外務省への要請について，確認したところ，当該要請は口頭で行われていたとのことであったため，該当する文書が存在しないという処分庁の説明に特段，不自然，不合理な点は認められず是認できるものである。

なお，念のため，執務室，書庫及び倉庫を探索したものの，審査請求人の主張するような文書の存在は確認できなかった。

5 結論

以上のことから，審査請求人の主張には理由がなく，本件対象文書について，不存在を理由として行った原処分は妥当であることから，これを維持すべきであると考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成29年5月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年7月18日 審査請求人から意見書を収受
- ④ 同年8月1日 審議
- ⑤ 同年9月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は不存在として不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、本件対象文書は存在するはずであるとして、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 特定旅行者から第1報があったのが休日の土曜日であったが、今回の件は突然のことで異例でありかつ規模が大きく、海外に滞在している邦人旅行者の支援要請に応えるべく必要な方策を検討するに当たっては迅速な対応が必要であったことから、その日のうちに外務省に口頭連絡を行ったため、外務省への連絡文書それ自体は作成していない。

また、急を要する事態であったため、どのような連絡を外務省に行うのかについて、事前に幹部に説明して判断を仰ぐ時間もなかったことから、外務省への連絡内容を記載した幹部説明用資料なども作成していない。

おって、本件の特定旅行者に対しては、外務省に連絡を行った翌日に立入検査に入り、更にその翌日、国土交通記者会に対し外務省に行った連絡内容等を説明しており、その後は、外務省への口頭連絡内容を文書にすることが必要な場面が生じなかったことから、当該連絡内容を事後的に文書化することも行っていない。

イ 諮問庁において、本件開示請求を受けて処分庁及び外務省の担当者に対しヒアリングを行ったところ、上記アの事情から、共に、観光庁から外務省への連絡は、口頭で行われたことを認めているところである。

さらに、本件審査請求を受けて、改めて処分庁の担当者に確認したところ、やはり、本件対象文書を作成していないと説明しており、また、諮問庁において外務省にも再度確認を行ったところ、やはり、本

件に関して観光庁から文書での連絡を受けていない、とのことであった。

ウ 念のため、執務室、書庫及び倉庫を探索したものの、審査請求人の主張するような文書の存在は確認できなかった。

- (2) 観光庁から外務省への支援要請は、急を要したため、口頭で行い、本件対象文書は作成していないため、保有していないとする諮問庁の上記説明に特段不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、観光庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

処分庁においては、開示請求書の受付に当たり、審査請求人が電子情報処理組織を使用して開示請求したにもかかわらず、開示請求手数料を300円徴収しており、手続に不備があったといわざるを得ない。今後、開示請求に係る事務手続において、適切な対応をすることが望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、観光庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1. 本件請求文書

経営破綻した「特定旅行業者」を利用して海外旅行中の旅行者を支援するために外務省に要請した内容が分かる文書一式（決裁文書を含む。）